デリバティブ市場統合に伴う関連諸制度の整備について

平成 25 年 6 月 18 日
株式会社大阪証券取引所
株式会社東京証券取引所

Ⅰ．趣旨

本年１月１日の株式会社日本取引所グループの発足を受け、市場機能の集約及び売買システムの統一による速やかなシナジーの実現のため、同グループの子会社である株式会社大阪証券取引所（以下「大証」といいます。）と株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）では、平成 26 年３月に東証のデリバティブ市場を大証のデリバティブ市場に統合いたします。

当該デリバティブ市場の統合（以下「本統合」といいます。）にあたり、デリバティブ取引を取り扱う取引システムを大証で利用しているＪ－ＧＡＴＥに統合するとともに、大証は、東証で取引されている先物・オプションを上場するなど、取引制度及び取引参加者制度等について所要の整備を行うこととし、東証は、先物・オプション取引に関する規程を廃止します。

なお、取引所外国為替証拠金取引（以下「取引所 FX 取引」といいます。）に関する取引制度等は現行の大証における関連諸制度から変更はありません。

Ⅱ．概要

項目	概要	備考
１．取引制度 （１）取引対象	・東証のデリバティブ市場で取引されている次に掲げる商品については、統合後は大証のデリバティブ市場でも引き続き取引を行うことを可能とします。 ａ．指数先物取引 （ａ）東証株価指数（以下「TOPIX」といいます。）（ミニ取引を含む。） （ｂ）TOPIX Core30 （ｃ）東証銀行業株価指数（以下「銀行指数」といいます。） （ｄ）東証 REIT 指数 （ｅ）日経平均・配当指数 （ｆ）TOPIX 配当指数	・S&P/TOPIX150 先物取引、東証電気機器株価指数先物取引及び東証輸送用機器株価指数先物取引については上場廃止とし、大証のデリバティブ市場では取り扱わないこととします。

項目	概要	備考
	（ｇ）TOPIX Core30 配当指数 ｂ．国債証券先物取引 （ａ）中期国債標準物 （ｂ）長期国債標準物（ミニ取引は、長期国債標準物の価格。）	
	（ｃ）超長期国債標準物	・超長期国債先物取引の取引を再開します。なお、超長期国債先物取引に関する制度要綱は、別紙を御参照ください（以下、超長期国債先物取引に関する記載は省略します。）。
	ｃ．指数オプション取引 TOPIX	・現在、取引休止中である S&P/TOPIX150 オプション取引については上場廃止とし、大証のデリバティブ市場では取り扱わないこととします。
	ｄ．国債証券先物オプション取引 長期国債標準物	・現在、取引休止中である中期国債先物オプション取引についても上場廃止とし、大証のデリバティブ市場では取り扱わないこととします。
	ｅ．有価証券オプション取引 対象有価証券	・東証のデリバティブ市場で取引されている有価証券オプション取引のすべての銘柄を大証のデリバティブ市場に統合し、本統合後も引き続き取り扱うこととします。 ・なお、呼称を「有価証券オプション取引」に統一します。
	・大証のデリバティブ市場に上場されている次に掲げる商品については、上場廃止します。 ａ．指数先物取引	・左記に記載のない商品については、本統合後も引き続き取引可能です。

項目	概要	備考
	（ａ）日経株価指数300（以下「日経300」といいます。） （ｂ）ハイテク指数 （ｃ）コンシューマー指数 （ｄ）フィナンシャル指数 （ｅ）MSCI JAPAN Index ｂ．指数オプション取引 （ａ）日経300 （ｂ）ハイテク指数 （ｃ）コンシューマー指数 （ｄ）フィナンシャル指数	
（２）立会時間	・取引の種類ごとに、次のとおりとします。 ａ．指数先物・オプション取引 （ａ）日中立会 オープニング・オークション　午前９時 レギュラー・セッション　午前９時から午後３時10分まで クロージング・オークション　午後３時15分 （ｂ）夜間立会 オープニング・オークション　午後４時30分 レギュラー・セッション　午後４時30分から翌日の午前２時55分まで クロージング・オークション　翌日の午前３時	・現行の大証の指数先物・オプション取引の立会時間を踏襲します。
	ｂ．国債証券先物・オプション取引 （ａ）午前立会 オープニング・オークション　午前８時45分 レギュラー・セッション　午前８時45分から11時まで クロージング・オークション　午前11時２分 （ｂ）午後立会	・原則、現行の東証の国債証券先物取引の立会時間を踏襲するものの、夜間取引の終了時刻を翌日の午前３時に繰り延べるとともに、国債証券先物オプション取引についても国債証券先物取引にあわせてクロージング・オーク

項目	概要	備考
	オープニング・オークション　午後０時30分 レギュラー・セッション　午後０時30分から午後３時まで クロージング・オークション　午後３時２分 （ｃ）夜間立会 オープニング・オークション　午後３時30分 レギュラー・セッション　午後３時30分から翌日の午前２時55分まで クロージング・オークション　翌日の午前３時 ｃ．有価証券オプション取引 （ａ）午前立会 オープニング・オークション　午前９時 レギュラー・セッション　午前９時から11時30分まで クロージング・オークション　午前11時35分 （ｂ）午後立会 オープニング・オークション　午後０時30分 レギュラー・セッション　午後０時30分から午後３時10分まで クロージング・オークション　午後３時15分	ションを導入します。 ・有価証券オプション取引の立会時間は、原則、現行の東証の有価証券オプション取引の立会時間を踏襲し、昼休みを設けることとします。
（３）取引契約締結の方法	・大証のデリバティブ市場における現行制度を踏襲します。	
（４）呼値	ａ．呼値の単位 原則、現行制度を踏襲します。 ｂ．呼値の種類及び条件 原則、大証のデリバティブ市場における呼値の種類及び呼値の条件等に関する現行制度を踏襲します。	・有価証券オプション取引に係る呼値の単位については、東証の現行制度を踏襲します。 ・東証のデリバティブ商品についても、板寄せ前の注文受付時間帯に成行呼

項目	概要	備考
		値を行うことを可能とします。ただし、現行どおり、全量執行は保証されません。 ・配当指数先物取引については、東証の現行制度と同様に、成行呼値を禁止します。
（５）呼値の制限値幅	・原則、大証のデリバティブ市場における呼値の制限値幅の現行制度を踏襲するものの、その値幅については、各商品の特性に応じて次のとおりとします。 ａ．指数先物取引 （ａ）日経平均先物取引、TOPIX 先物取引、TOPIX Core30 先物取引、銀行指数先物取引、東証 REIT 指数先物取引及び RNP 指数先物取引 イ．通常時　　制限値幅算定基準値の８％ ロ．第一次拡大時　制限値幅算定基準値の 12% ハ．第二次拡大時　制限値幅算定基準値の 16% （ｂ）ＮＹダウ先物取引 イ．通常時　　制限値幅算定基準値の７％ ロ．第一次拡大時　制限値幅算定基準値の 13% ハ．第二次拡大時　制限値幅算定基準値の 20% （ｃ）日経平均・配当指数先物取引 通常時　50 円（その後、25 円ずつ拡大） （ｄ）TOPIX 配当指数先物取引及び TOPIX Core30 配当指数先物取引 通常時　５ポイント（その後、2.5 ポイントずつ拡大）	・国債証券先物・オプション取引に係る制限値幅については、別途、公表する予定です。 ・日経平均先物取引及び RNP 指数先物取引は、現行どおり。 ・制限値幅算定基準値とは、３、６、９、12 月の各最初の取引日の 25 日前の取引日から起算して 20 日間における中心限月の基準値段の平均値。 ・ＮＹダウ先物取引における制限値幅算定基準値は、３、６、９、12 月の各月末の原指数（ＮＹダウ）の終値。 ・左記の制限値幅算定基準値及び値幅は、現在適用している各数値の定義を明確化したものであり、現行から変更はありません。

項目	概要	備考
		・日経平均ＶＩ先物取引は、現行制度から変更はありません。
	ｂ．指数オプション取引 （ａ）日経平均オプション取引及びTOPIXオプション取引 イ．通常時　　制限値幅算定基準値の11% ロ．第一次拡大時　制限値幅算定基準値の14% ハ．第二次拡大時　制限値幅算定基準値の17% ｃ．有価証券オプション取引 対象有価証券の呼値の制限値幅の基準値段に25%を乗じて得た数値	・日経平均オプション取引の制限値幅を左記のとおり縮小します。 ・制限値幅算定基準値は、指数先物取引で採用する数値と同一の値です。 ・大証の現行制度のとおり。
（６）取引の一時中断（サーキット・ブレーカー）	・次のとおり制度を統一します。 ａ．発動条件 先物取引（ミニ取引を除く。）の中心限月取引において、制限値幅の上限（下限）値段に買（売）呼値が提示され（約定を含む。）、その後、１分間に当該値段から制限値幅の10%（国債証券先物取引については後述の（７）で定める即時約定可能値幅）の範囲外の値段で取引が成立しない場合には、原資産が当該中心限月取引と同一の先物取引（ミニ取引を含む。）を一時中断し、制限値幅の上限（下限）を拡大します。 ｂ．取引の中断時間 10分間以上とします。 ｃ．適用除外 次に掲げる条件に該当した場合には、取引の一時中断及び制限値幅の拡大は行いません。 （ａ）日中（午後）立会又は夜間立会のレギュラー・セッションの終了時刻から20分前以降に発動条件に該当した場合 （ｂ）日経平均ＶＩ先物取引及び配当指数先物取引を除く先物取引について、同一取引日の間に制限値幅の上限（下限）値幅を２回拡大した	・先物取引が一時中断されている間は、現行どおり、原資産を同一とするオプション取引についても、取引を一時中断し、制限値幅を拡大します。 ・国債証券先物・オプション取引における取引の中断時間については、呼値の制限値幅と併せて、別途公表します。 ・日経平均ＶＩ先物取引と同様に、配当指数先物取引についても、同一取引日

項目	概要	備考
	後、再度発動条件に該当した場合 （ｃ）取引状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと当社が認める場合	における取引の一時中断及び制限値幅の拡大の上限は設けません。 ・流動性の低い商品については、取引状況等を勘案して、取引の一時中断を行うか否かをその都度判断します。
（７）即時約定可能値幅（Dynamic Circuit Breaker）	・東証の現行制度で採用している呼値可能値幅を廃止し、大証の現行制度で採用している即時約定可能値幅（以下「DCB」といいます。）に統一するとともに、現行の DCB 制度を一部見直します。 ａ．DCB 制度の概要 （ａ）次のｂに定める DCB の基準となる値段から当社が定める値幅（以下「DCB 値幅」といいます。）を超えて取引が成立することとなる呼値を受け付けた場合には、当該 DCB 値幅の範囲内におけるすべて注文の取引を成立させた後、一定時間、取引を一時中断します。 （ｂ）前（ａ）による取引の一時中断から一定時間経過後の対当値段が、基準となる値段から DCB 値幅の範囲外である場合には、取引を再開せず、対当値段に最も近接する当該 DCB 値幅の値段に DCB の基準となる値段を更新し、再び一定時間、取引を一時中断します。 ｂ．DCB の基準となる値段 各商品の特性に応じて、直近の約定値段、又は、直近の最優先買呼値と最優先売呼値の仲値（約定値段を含む。以下「BBO 仲値」といいます。）を採用します。	・DCB は、現行どおり、レギュラー・セッションに適用します（オープニング・オークションの板寄せ時には適用しません。）。 ・左記（ａ）に記載されている機能は、大証の現行制度から変更ありませんが、（ｂ）に記載されている機能を新たに導入します。 ・一定時間経過後の対当値段が DCB 値幅の範囲内となるまで、取引の一時中断を繰り返します。 ・一定時間経過後の取引契約締結の方法は、板寄せ方式とします。 ・流動性の高い日経平均先物取引、TOPIX 先物取引及び長期国債先物取引等については、直近の約定値段を採用し、マーケットメイカー制度を導入している配当指数先物取引、国債証券先物オプション取引及び有価証券オプション取引等については、BBO 仲値を採

項目	概要	備考
		用する予定です。
	ｃ．DCB 値幅	・クロージング・オークションの板寄せ時に左記の DCB 値幅外で対当した場合には、取引は成立しません。
	（ａ）指数先物取引 イ．日経平均先物取引、TOPIX 先物取引、TOPIX Core30 先物取引、銀行指数先物取引、東証 REIT 指数先物取引及び RNP 指数先物取引 上下 0.8% ロ．日経平均・配当指数先物取引 上下 10 円 ハ．TOPIX 配当指数先物取引及び TOPIX Core30 配当指数先物取引 上下 １ポイント	・日経平均先物取引及び RNP 指数先物取引は、現行どおり。
		・ＮＹダウ先物取引及び日経平均ＶＩ先物取引は、現行制度から変更はありません。
	（ｂ）国債証券先物取引 イ．中期国債先物取引及び長期国債先物取引 上下 10 銭	
	（ｃ）指数オプション取引 イ．日経平均オプション取引及び TOPIX オプション取引 上下 10 ティック	・日経平均オプション取引は、現行どおり。
	（ｄ）国債証券先物オプション取引 イ．長期国債先物オプション取引 上下 10 銭	
	（ｅ）有価証券オプション取引 対象有価証券の呼値の制限値幅の基準値段の区分に従って、次のとおりとします。	

<table>
<tr><th>項目</th><th>概要</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>（８）ストラテジー取引</td><td>
<table>
<tr><th>対象有価証券の基準値段</th><th>DCB 値幅</th></tr>
<tr><td>500 円未満</td><td>10 円</td></tr>
<tr><td>500 円以上　1,000 円未満</td><td>20 円</td></tr>
<tr><td>1,000 円以上　3,000 円未満</td><td>50 円</td></tr>
<tr><td>3,000 円以上　5,000 円未満</td><td>100 円</td></tr>
<tr><td>5,000 円以上　10,000 円未満</td><td>200 円</td></tr>
<tr><td>10,000 円以上　30,000 円未満</td><td>500 円</td></tr>
<tr><td>30,000 円以上　50,000 円未満</td><td>1,000 円</td></tr>
<tr><td>50,000 円以上　100,000 円未満</td><td>2,000 円</td></tr>
<tr><td>100,000 円以上　300,000 円未満</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td>300,000 円以上　500,000 円未満</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>500,000 円以上</td><td>20,000 円</td></tr>
</table>
ｄ．取引の一時中断時間
（ａ）指数オプション取引を除く、先物・オプション取引
30 秒とします。
（ｂ）指数オプション取引
15 秒とします。
・現行どおり、あらかじめ指定した複数の銘柄の取引を同時に行うことを可能とするストラテジー取引を行うことができます。

ａ．先物取引
期近限月取引と期先限月取引の売付け又は買付けを同時に取引することができるカレンダー・スプレッドを行うことを可能とします。
（ａ）指数先物取引
カレンダー・スプレッドの買付けにより成立する取引は、期先限月</td><td>・本統合時には、インプライド機能を TOPIX オプション取引及び国債証券先物オプション取引のみ有効とする予定です。

・ストラテジー取引の種類は、あらかじめ取引所が定めるものとします。

・現行どおり。</td></tr>
</table>

項目	概要	備考
	取引の買付け及び期近限月取引の売付けがそれぞれ１単位成立します。 （ｂ）国債証券先物取引 カレンダー・スプレッドの買付けにより成立する取引は、期近限月取引の買付け及び期先限月取引の売付けがそれぞれ１単位成立します。 ｂ．オプション取引 対象原資産を同一とする複数の銘柄の売付け又は買付けを同時に成立させる取引を行うことを可能とします。	・現行どおり。 ・ストラテジー取引を構成する銘柄数が４銘柄までであれば、基本的に構成銘柄の組合せ及び売付け又は買付けの別は自由に設定することが可能です。ただし、先物取引とオプション取引を組み合わせたストラテジー取引（デルタニュートラル・ストラテジー取引）を行うことはできません。
（９）立会外取引 （Ｊ‐ＮＥＴ取引）	・原則、大証の現行制度を踏襲することとします。 ａ．取引の種類 （ａ）Ｊ‐ＮＥＴ単一銘柄取引 （ｂ）Ｊ－ＮＥＴコンボ取引 ｂ．呼値の単位 原則、現行制度を踏襲します。	・Ｊ－ＮＥＴコンボ取引とは、複数の銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引のことをいいます。 ・TOPIX オプション取引の呼値の単位は、一律 0.1 ポイントとします。 ・有価証券オプション取引の呼値の単位は、一律 10 銭（対象有価証券の売買単位が１株の場合は１円。）とします。

項目	概要	備考
	ｃ．取引時間 （ａ）指数先物・オプション取引 午前８時 20 分から午後４時まで 午後４時 15 分から翌日の午前３時まで （ｂ）国債証券先物・オプション取引 午前８時 20 分から午後３時 15 分まで 午後３時 25 分から翌日の午前３時まで （ｃ）有価証券オプション取引 午前８時 20 分から午後４時まで ｄ．Ｊ－ＮＥＴ取引の値段 （ａ）指数先物取引 イ．株価指数先物取引（日経平均先物取引、TOPIX 先物取引、TOPIX Core30 先物取引、銀行指数先物取引、東証 REIT 指数先物取引、RNP 指数先物取引及びＮＹダウ先物取引） DCB の基準となる値段 ±当該銘柄における呼値の制限値幅の基準値段×８％ ロ．日経平均ＶＩ先物取引 DCB の基準となる値段 ±当該銘柄における呼値の制限値幅の基準値段×20％ ハ．配当指数先物取引（日経平均・配当指数先物取引、TOPIX 配当指数先物取引及び TOPIX Core30 配当指数先物取引） DCB の基準となる値段 ±当該銘柄における呼値の制限値幅の基準値段×10％ （ｂ）国債証券先物取引 DCB の基準となる値段 ±当該銘柄における呼値の制限値幅の基準値段×0.5％ （ｃ）指数オプション取引	・夜間取引に係る指数先物・オプション取引の J-NET 取引開始時刻を午後４時 15 分に変更します。 ・夜間取引に係る国債証券先物・オプション取引の J-NET 取引終了時刻を翌日の午前３時に変更します。 ・現行どおり。 ・Ｊ－ＮＥＴ取引の取引値段の算出方式の見直しに伴い、投資者の利便性を維持するために、株価指数先物取引の値幅の乗数を現行の５％から８％に拡大します。 ・株価指数先物取引と同様、値幅の乗数

項目	概要	備考
(10) その他	理論価格±対象指数の終値×８％ （ｄ）国債証券先物オプション取引 DCB の基準となる値段 ±当該銘柄の権利行使対象の先物限月取引における 呼値の制限値幅の基準値段×0.5％ （ｅ）有価証券オプション取引 理論価格±対象有価証券における呼値の制限値幅の基準値段×８％ ａ．有価証券オプション取引の対象有価証券の選定基準・上場廃止基準 大証の現行制度を踏襲します。 ｂ．マーケットメイカー制度 現在の大証及び東証で採用しているマーケットメイカー制度は、本統合後も継続する方向で引き続き検討します。	を現行の５％から８％に拡大します。 ・株価指数先物取引と同様、値幅の乗数を現行の５％から８％に拡大します。 ・本統合後のマーケットメイカー制度は、別途、本年秋頃を目途に公表します。
２．取引参加者制度 （１）取引資格の取扱い	・大証の先物取引等取引参加者は、東証のデリバティブ市場で取引されているすべての商品の取引も可能とします。 ・大証の先物取引等取引資格を保有していない東証の総合取引参加者に対して、大証の先物取引等取引資格を本統合日に付与します。 ・大証に国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引を取引可能と	・外国為替証拠金取引資格は、現行制度から変更はありません。 ・先物取引等取引参加者は、取引所 FX 取引を除く、すべての先物・オプション取引が可能になります。 ・取引参加者参加金、信認金、取引参加者保証金及び各種届出事項の取扱いについては、後述の（３）取引参加者料金と同様に、別途、本年秋頃を目途に公表します。 ・東証の総合取引資格又は国債先物等取引資格を保有する取引参加者が、本統合日に大証の先物取引等取引資格又

項目	概要	備考
	する「国債先物等取引資格」を新設し、東証の国債先物等取引参加者に対して、当該資格を本統合日に付与します。	は国債先物等取引資格を取得する場合は、取引参加者参加金及び審査料を免除します。 ・大証の各取引資格の付与については、資格を付与される東証の取引参加者の財務状況が、大証の取引参加者規程第43条第２項各号に規定している市場デリバティブ取引等の停止又は制限を行う基準に該当しないことを条件とします。
（２）取引資格の取得審査基準 （３）取引参加者料金	・東証の総合取引資格は、有価証券の売買を行うための取引資格とし、東証の現物取引資格、国債先物等取引資格、指数先物等取引資格及び有価証券オプション取引資格は廃止します。なお、東証の現物取引参加者に対して、東証の総合取引資格を本統合日に付与します。 ・大証及び東証の取引資格の取得審査を受ける場合の取引資格の取得審査について、財務基盤のうち純財産額に係る基準は、５億円以上、かつ、資本金の額を上回っていることとします。 ・取引参加者料金（基本料、取引手数料等）については、別途、本年秋頃を目途に公表します。	・その他の審査基準については、現行制度から変更はありません。
３．取引システム （１）対象システム （２）発注時ギブアップ （３）移管取引	・デリバティブ市場に係る取引システムは、J-GATEを利用することとします。 ・呼値を行う際に、ギブアップ申告を同時に行うことを可能とします。 ・現在、東証とLIFFE ADMINISTRATION MANAGEMENT（以下「LIFFE」といい	・現在、東証で利用しているTdex+システムを廃止し、J-GATEに統合します。 ・大証に上場されているデリバティブ商品については、すでに発注時ギブアップは可能です。 ・メンバーリンク契約等については、大

項目	概要	備考
	ます。）の間で行っている移管取引は、統合後も引き続き大証との間で行うことを可能とします。	証と LIFFE の間で移管取引を行う旨、契約の更新が必要となります。なお、契約更新に係る諸手続きについては、別途、御連絡します。
４．その他 （１）未決済約定の引継ぎ （２）本統合前営業日の東証イブニング・セッションの取扱い （３）注文伝票に係る記載の一部省略 （４）その他	・本統合前営業日に保有する東証デリバティブ商品の未決済約定については、本統合日に大証デリバティブ商品の未決済約定として取り扱うこととします。 ・本統合を円滑に行うために、本統合前営業日における東証のイブニング・セッション（本統合日に終了する取引日の取引分）の取引は行わないこととします。 ・取引参加者及びその顧客は、呼値又は委託を行う際に、その都度、新規又は転売・買戻しの別を明らかにすることを要しないこととします。 ・その他、所要の改正を実施します。	・Tdex+システムでは、本統合前日の後場終了後は、取引停止とする予定です。 ・ただし、本統合前日における大証の夜間取引は、通常どおり実施します。

Ⅲ．実施時期（予定）

平成２６年３月を目途とします。

以　上

別 紙

超長期国債先物取引の限月取引の再開について

平成 25 年６月 18 日
株式会社大阪証券取引所
株式会社東京証券取引所

項　　目	内　　容	備　　考
Ⅰ　趣旨	・ 昨今の金利情勢や市場環境の変化を踏まえ、日本国債市場への投資手段の多様化の観点から、現在取引を休止している超長期国債先物取引を再開することとします。	
Ⅱ　取引の対象 １．標準物の条件	・ 取引対象は、超長期国債標準物とします。 ・ 超長期国債標準物については、額面 100 円、利率年６パーセント及び償還期限 20 年とします。	・ 対象指数コードは「02」。 ・ ラージ取引のみとします。
２．限月取引及びその数	・ ３月 20 日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）、６月 20 日、９月 20 日及び１２月 20 日を受渡決済期日とする取引の３限月取引制とし、各限月取引の期間は９か月とします。 ・ 受渡決済期日の７日前（休業日を除外する。）の日に終了する取引日を当該限月取引の取引最終日とします。 ・ 直近の限月取引の取引最終日の終了する日の翌日を新たな限月取引の取引開始日とします。	・ 長期国債先物取引と同様。
Ⅲ　立会市場における取引の仕組み １．立会方法	・ 売買システムによる個別競争取引とします。	
２．立会時間	・ 立会時間は以下のとおりとします。 ａ　午前立会	・ 長期国債先物取引と同様。

項　　目	内　　容	備　　考
	オープニング・オークション　午前８時 45 分 レギュラー・セッション　午前８時 45 分から 11 時まで クロージング・オークション　午前 11 時２分 b　午後立会 オープニング・オークション　午後０時 30 分 レギュラー・セッション　午後０時 30 分から午後３時まで クロージング・オークション　午後３時２分 c　夜間立会 オープニング・オークション　午後３時 30 分 レギュラー・セッション　午後３時 30 分から翌日の午前２時 55 分まで クロージング・オークション　翌日の午前３時	
３．取引単位	・額面１億円とします。	・ 長期国債先物取引と同様。
４．呼値 （１）呼値の単位 （２）呼値の制限値幅 （３）取引の一時中断 （サーキット･ブレーカー）	・ 呼値の単位は、額面 100 円につき５銭とします。 ・ 呼値の制限値幅の基準値段は、前日清算値段とします（当該値段がない場合は、理論価格とします。）。 ・ ただし、後述の（３）に定める取引の一時中断を行った場合は、呼値の制限値幅を拡大します。 ・ 中心限月において、次のａの発動条件を満たした場合、すべての限月取引の取引を一時中断し、呼値の制限値幅を拡大します。ただし、次のｂの適用除外の条件に該当した場合は、取引の一時中断及び制限値幅の拡大を行いません。 a　発動条件 中心限月において、制限値幅の上限（下限）値段に買（売）呼値が提示され（約定を含む。）、その後、１分間に当該値段から後述の（４）で定める	・ 呼値の制限値幅の基準値段は、取引日ベース（夜間立会開始から午後立会終了までの一の取引日）で変更します。 ・ 具体的な値幅は、別途検討します。 ・長期国債先物取引と同様。

項　　目	内　　容	備　　考
	即時約定可能値幅の範囲外の値段で取引が成立しない場合 b　適用除外 イ　午後立会又は夜間立会のレギュラー・セッションの終了時刻から20分前以降に発動条件に該当した場合 ロ　同一取引日の間に制限値幅の上限（下限）値幅を２回拡大した後、再度発動条件に該当した場合	
（４）即時約定可能値幅（Dynamic Circuit Breaker）	・ 次のａ及びｂに掲げる即時約定可能値幅（以下「DCB」といいます。）を適用します。 a　DCBの基準となる値段から当社が定める値幅（以下「DCB値幅」という。）を超えて取引が成立することとなる呼値を受け付けた場合には、当該DCB値幅の範囲内におけるすべて注文の取引を成立させた後、一定時間、取引を一時中断します。 b　前ａによる取引の一時中断から一定時間経過後の対当値段が、基準となる値段からDCB値幅の範囲外である場合には、取引を再開せず、対当値段に最も近接する当該DCB値幅の値段にDCBの基準となる値段を更新し、再び一定時間、取引を一時中断します。	・ 長期国債先物取引と同様。 ・ DCBの基準となる値段は、最優先買呼値と最優先売呼値の仲値（約定を含む。）（以下「BBO仲値」といいます。）とします。 ・ DCB値幅は、上下30銭とします。 ・ 取引の一時中断時間は、30秒間とします。
（５）ストラテジー取引	・ 期近限月取引と期先限月取引の売付け又は買付けを同時に取引することができるカレンダー・スプレッドを行うことを可能とします。 ・ カレンダー・スプレッドの買付けにより成立する取引は、期近限月取引の買付け及び期先限月取引の売付けがそれぞれ１単位成立します。 ・ カレンダー・スプレッドでは、すべての限月の組合せが可能となります。	・ 長期国債先物取引と同様。 ・ ストラテジー取引の呼値の単位は、１銭とします。 ・ インプライド機能は適用しません。
（６）マーケットメイカー制度	・ 別途、検討することとします。	
５．ギブアップ	・ ギブアップ（発注時を含む。）を行うことができることとします。	・ 長期国債先物取引と同様。
６．取引の停止	・ 次のａ又はｂに掲げる場合には、超長期国債先物取引を停止することができるものとします。	・ 長期国債先物取引と同様。

項　　目	内　　容	備　　考
	a　当社が超長期国債先物取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合。 b　売買システムの稼働に支障が生じた場合等において、当社が売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合。	
７．取引規制	・当社は、超長期国債先物取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、超長期国債先物取引又はその受託に関し、証拠金の差入日時の繰上げ等当社が規則に定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができるものとします。	・ 長期国債先物取引と同様。
Ⅳ　J-NET 市場における取引の仕組み １．取引方法	・ 売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させることとします。（J-NET 単一銘柄取引） ・ 複数の銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引を可能とします。（J-NET コンボ取引）	・ 本項目に記載のない事項ついては、立会取引と同様とします。 ・ 長期国債先物における J-NET 取引と同様。 ・ １単位から取引可能とします。
２．取引時間	・ 午前８時20分から午後３時15分まで及び午後３時25分から翌日の午前３時までとします。	・ 長期国債先物における J-NET 取引と同様。
３．呼値の単位	・ 額面 100 円につき１銭の整数倍の値段とします。	・ 長期国債先物における J-NET 取引と同様。
４．J-NET 取引の値段	・ DCB の基準となる値段（直近の BBO 仲値）に、当該銘柄の呼値の制限値幅の基準値段に 100 分の 0.5 を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が１銭未満の場合にあっては、１銭）から、DCB の基準となる値段に、当該銘柄の	・ 注文受付時間帯の J-NET 取引の基準値段は直近の値段とします。

項　　目	内　　容	備　　考
	呼値の制限値幅の基準値段に 100 分の 0.5 を乗じて算出した数値を加えて得た値段までの範囲内の値段とします。	
Ⅴ　取引参加者	・ 先物取引等取引参加者及び国債先物等取引参加者が、取引を行うことができるものとします。	・ 長期国債先物取引と同様。
Ⅵ　清算・決済の仕組み １．清算機関	・ 超長期国債先物取引に係る清算は、指定清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）で行われます。	・ 長期国債先物取引と同様。
２．転売又は買戻しの申告	・ 転売又は買戻しに係る取引が成立した場合には、限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものを区別して、清算参加者はクリアリング機構の定める時限までにクリアリング機構に申告し、非清算参加者は指定清算参加者が指定する時限までに指定清算参加者に申告するものとします。ただし、非清算参加者は、クリアリング機構が定めるところにより、直接クリアリング機構に申告することができるものとします。	・ 長期国債先物取引と同様。
３．清算値段	・ クリアリング機構が定める値とします。	
４．値洗い	・ 次に掲げる差額の授受を、清算参加者はクリアリング機構との間で行い、非清算参加者は指定清算参加者との間で行うものとします。 a　当該取引日の新規取引分については、各約定値段と当日の清算値段の差額 b　前 a を除く未決済約定分については、前日の清算数値と当日の清算数値との差額	・ 長期国債先物取引と同様。
５．証拠金	・ 顧客の委託に基づくものと自己の計算に基づくものを区別して、クリアリング機構が定める取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、清算参加者はクリア	・ 長期国債先物取引と同様。

項　　目	内　　容	備　　考
	リング機構に差入れ又は預託し、非清算参加者は指定清算参加者に差入れ又は預託することとします。	
６．最終決済 （１）　受渡決済 （２）受渡適格銘柄 （３）交換比率 （４）受渡決済値段 （５）受渡決済代金	・ 取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、受渡決済期日に受渡決済を行います。 ・ 発行日及び受渡決済期日に 18 年以上 21 年未満の残存期間を有する 20 年利付国債とします。 ・ 受渡決済を行う場合の標準物と受渡適格銘柄との交換比率は、現在東証が定める「標準物と受渡適格銘柄との交換比率の算定に関する表」に基づき算定することとします。 ・ 受渡決済において授受する受渡決済代金を算出するための基準とする値段は、クリアリング機構が定める当該限月取引の取引最終日の清算値段とします。 ・ 受渡決済における受渡決済代金は、受渡決済値段に受渡適格銘柄ごとの交換比率を乗じて得た額に、当該受渡適格銘柄の額面総額の 100 分の 1 を乗じて算出するものとします。	・ 長期国債先物取引と同様。 ・ 長期国債先物取引と同様。 ・ 長期国債先物取引と同様。 ・ 長期国債先物取引と同様。
Ⅶ　その他 １．相場情報の公表	・ 次の情報を伝達することとします。 （１）四本値 （２）限月取引別取引高、総取引高 （３）限月取引別建玉残高	・ 長期国債先物取引と同様。
２．投資部門別取引状況の公表	・ 投資部門別取引状況の集計・公表の対象とします。	
３．建玉報告制度	・ 取引参加者は、直近の限月取引において、自己の計算による売建玉と買建玉の	

項　　目	内　　容	備　　考
	差引数量又は一の顧客の委託に基づく売建玉と買建玉の差引数量が、当社が定める取引日に 500 単位以上となっている場合は、その内容を当社に報告するものとします。 ・ 当社が定める取引日は、取引最終日の属する月の前月末日までの毎週金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日及び取引最終日の属する月の１日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に終了する取引日から取引最終日までの毎取引日とします。	
Ⅷ　取引開始日	・ 平成 26 年４月（予定）とします。	

以　上

（参考１）超長期国債先物取引における限月設定のイメージ

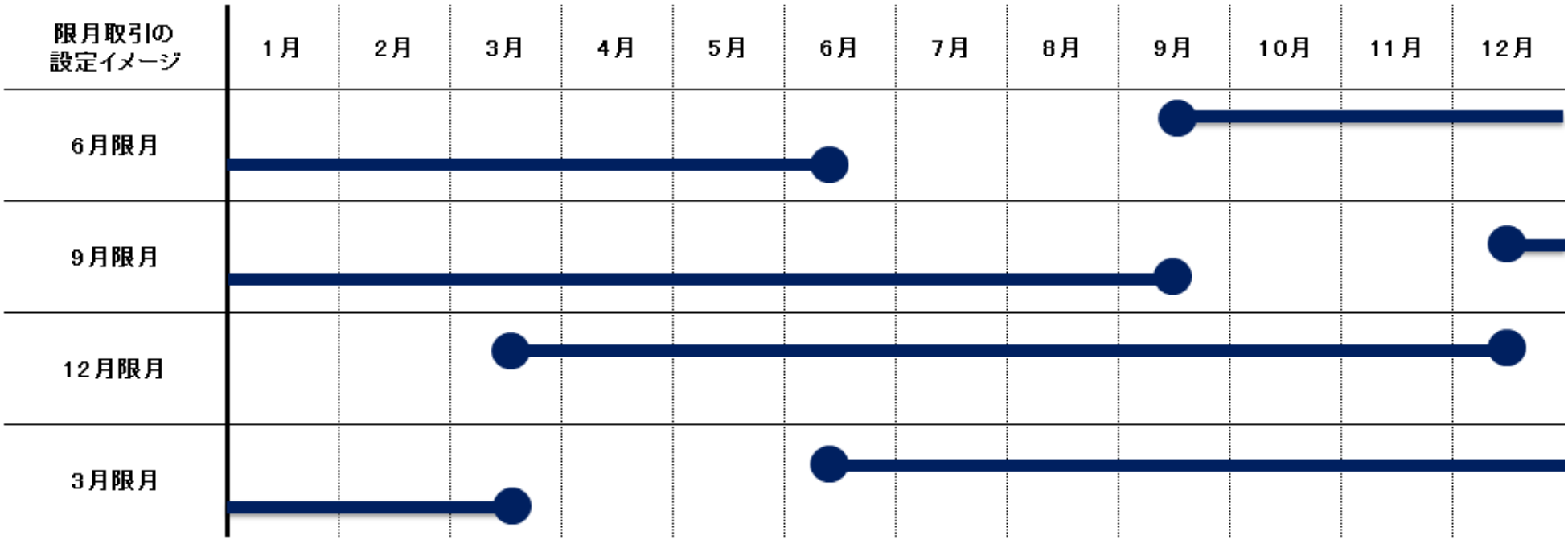

（参考２）超長期国債先物のコード体系

	①	②	③	④	⑤
（１）構成	特殊取引	現先区分	限月	権利行使価格等	対象指数等
	1	□	□　□□	□□	□□
（２）割当方法	1	6	９　０６（2014 年（H26）　6 月限月） ９　０９（2014 年（H26）　9 月限月） ９　１２（2014 年（H26）12 月限月） ０　０３（2015 年（H27）　3 月限月）	00	「02」超長期国債標準物

（例）超長期国債先物　平成 26 年 6 月限月　⇒　「169060002」